

函館市ネーミングライツ導入に関する ガイドライン

令和7年6月
函館市

1 趣旨

このガイドラインは、市が所有する施設（以下「市有施設」という。）に愛称を付ける権利（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るため、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等についての基本的な考え方をまとめたものです。

2 目的

市有施設を有効活用することにより、新たな自主財源の安定的な確保や施設の管理・運営費用の軽減等を図り、財政運営の一助とするほか、施設の知名度、集客力、サービスの向上を図ることを目的とします。

3 ネーミングライツの概要

- (1) 市有施設において、一定期間、ネーミングライツを付与する代わりに対価を得るものです。
- (2) 愛称は、市のホームページや広報紙等において使用します。
ただし、条例上の施設名称については、変更するものではありません。
- (3) ネーミングライツを付与された民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

4 対象施設

対象施設は、文化施設、集会施設、スポーツ施設や公園などの市有施設とし、次に該当する施設は対象から除外します。

- (1) 市庁舎、保育園、学校施設、児童発達支援施設、市営住宅、斎場
- (2) 史跡・文化財
- (3) その他、愛称を付するのが適当でないと判断する施設

5 募集方法

施設の所管部局は、対象となる施設を選定し、金額および契約期間等の希望する条件を設定したうえで募集要領を定め、「特定募集型」または「提案募集型」の2つの方法により募集を行うものとします。

なお、応募に要する経費は、全て応募者が負担するものとします。

(1) 特定募集型

特定募集型の対象となる施設は、原則1か月以上の募集期間を定め、公募により実施するものとします。（別紙2参照）

また、公募にあたっては、募集要領をホームページに掲載するほか、必要に応じて広報紙やソーシャルメディアによる周知、報道機関への情報提供を行うものとします。

なお、募集要領には、次の施設条件を記載するものとします。

ア 施設概要

- イ 希望金額
- ウ 希望契約期間
- エ 愛称の条件
- オ 募集期間
- カ スケジュール
- キ 担当部課
- ク その他必要な事項

募集期間を経過しても応募がなかった場合や、優先交渉権者が決定しなかった場合は、募集条件を見直し再度募集を行うものとし、再募集においても応募がない場合は、再度特定募集型として募集を行う、もしくは提案募集型へ切り替えることができるものとします。

(2) 提案募集型

提案募集型の対象となる施設は、応募者からの提案を、随時、受け付けるものとします。

提案募集要領および施設ごとの条件については、ホームページに掲載するほか、必要に応じて広報紙やソーシャルメディアによる周知、報道機関への情報提供を行うものとします。

また、応募があった場合は、受け付けた日から原則1か月以上の募集期間を定めるとともに、応募があったことを公表するものとします。（別紙3参照）

6 募集の条件

(1) 契約期間

契約期間は、原則として3年以上10年以下とします。

(2) ネーミングライツ付与の対価

対価の額は、他自治体における類似事例や施設規模、利用者数、イベント開催状況、メディアへの露出、立地条件等を考慮し、施設ごとに希望する金額を設定します。

また、対価の提案については、金銭によることを基本としますが、金額換算ができる物品や役務の提供のほか、それらと金銭を組み合わせることができます。

なお、提案額が市の希望する金額を下回る場合であっても、応募することができます。

(3) 応募資格

応募資格を有する者は、法人または法人により構成されたグループとし、次の事項に該当する者を除くものとします。

なお、指定管理者制度導入施設については、指定管理者の事業や管理業務の内容を考慮し、それらと競合する法人等を制限することができるものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定

に該当する者

- イ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けている者
- ウ 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けている者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- オ 法律、法令に基づく命令、条例および規則に違反している者
- カ 公租公課を滞納している者
- キ 公序良俗に反する事業を行う者
- ク 政治団体または宗教団体
- ケ その他、ネーミングライツパートナーとして不適当であると市長が認める者

(4) 愛称の条件

- ア 愛称は、公共の施設にふさわしい、わかりやすい、呼びやすいものとします。
- イ 施設名称や地名等を含めるなど、市は必要な条件を設定することができるものとします。
- ウ 市は、愛称が定着するまでの期間は、正式名称を併記することができるものとします。
- エ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができないものとします。
 - (ア) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
 - (イ) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
 - (ウ) 政治性または宗教性のあるもの
 - (エ) 選挙に関するもの
 - (オ) 人権侵害にあたるものまたはそのおそれがあるもの
 - (カ) 意見広告
 - (キ) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
 - (ク) その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(5) 市民や施設利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間内は愛称の変更ができないものとします。ただし、社名変更等やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合には、市と協議のうえ、変更できるものとします。

(6) ネーミングライツパートナーが愛称について知的財産権を取得した場合、市はこれを無償で使用できるものとします。

(7) 費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、原則として次のとおりとします。

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板等の表示変更や設置		○
ネーミングライツパートナーが変更・設置した看板等の維持管理		○
契約終了時の原状回復		○
パンフレット等の印刷物 ^{*1} やホームページの表示変更	○	

※1 ネーミングライツパートナー契約後、新たに作成するものに限りません。

7 審査委員会の設置と審査

(1) 審査委員会の設置

応募内容の審査および優先交渉権者の選定を行うため、施設の所管部局の関係職員4名からなる審査委員会を設置します。

(2) 審査

審査委員会は、応募資格を満たした者について、「別紙1 ネーミングライツ審査方法」に基づき審査を行います。

なお、審査項目および配点については、施設の所管部局において変更できるものとします。

(3) 優先交渉権者選定等

市は、審査委員会が選定した優先交渉権者と契約締結に向けて交渉するものとします。

なお、優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次点の応募者と契約締結に向け交渉できるものとします。

8 指定管理者制度の導入施設

(1) 指定管理者の募集を行う際の募集要項に、ネーミングライツの導入に関する条件等が明示されていない場合には、指定管理者の同意を得たうえで導入するものとします。

(2) ネーミングライツの導入にあたり、指定管理者に応募の意思がある場合は、審査委員会による審査を経て、優先交渉権者とすることができるものとします。

応募の意思がない場合、あるいは応募の意思があるが協議が整わない場合については、公募によりネーミングライツパートナーを募集するものとします。

また、公募にあたっては、施設管理業務に支障や疑義が生じないように、改めて指定管理者と協議を行うものとします。

- (3) 契約期間は、指定管理期間とネーミングライツの契約期間の終期を合わせることを原則とします。ただし、10年等の長期契約や維持管理等に支障がないと判断する場合には、この限りではありません。
- (4) 指定管理者を募集または更新する施設において、選定された指定管理者候補者に応募の意思がある場合は、協定締結後、(2)と同様に優先交渉権者とすることができるものとします。
- (5) 指定管理者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合は、「6(2)ネーミングライツ付与の対価」を指定管理業務の経費としてみなさないものとします。

9 契約の締結

優先交渉権者との協議が整った場合は、ネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

10 愛称等の公表

ネーミングライツパートナーとの契約締結後、愛称、契約法人名、契約金額（以下「ネーミングライツ料」という。）や契約期間等について、市の広報紙やホームページ等で公表するほか、報道機関へ情報提供を行い、市民等へ広く周知を図るものとします。

11 契約の解除

契約後、応募資格要件を満たしていないことが判明した場合や、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等により、当該施設等のイメージが損なわれるおそれがあると認められたとき等、愛称の維持が困難になった場合、市は、契約期間満了を待たず契約を解除できるものとします。

この場合、ネーミングライツパートナーの負担により、原状回復等を行うものとします。

なお、市は、納付済みのネーミングライツ料の返還や提供された役務等の負担はしないものとします。

12 契約期間の終了および更新

市は、契約期間満了までにネーミングライツの継続実施の有無を判断し、ネーミングライツパートナーに通知するものとします。

ネーミングライツの実施を継続する場合、ネーミングライツパートナーに契約更新の有無を確認し、契約更新の申し込みがあった場合には、審査のうえ、現契約者を優先交渉権者とし更新の協議を行うことができるものとします。

なお、指定管理者制度を導入している施設においても、同様に取り扱うものとします。

13 著作権等

提出書類等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 提出書類等の著作権は、当該提出書類等を作成した者に帰属するものとします。
- (2) 市は、手続きおよびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出書類等の全部または一部の複製等を行うことができるものとします。
- (3) 市は応募者から提出された書類等について、函館市情報公開条例（平成13年条例第7号）の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとします。

14 秘密の保持

市は応募者からの相談、応募内容等について、ネーミングライツに係る目的以外で使用しないものとします。

ネーミングライツ審査方法

1 審査方法

- (1) 応募資格および愛称の条件を満たしていることを確認します。
- (2) 審査委員は、「2 評価基準」により評価を行い、その内容および結果に基づき、市において優先交渉権者を決定します。
- (3) 評価の結果、総合評価得点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定するものとします。
 該当者が2者以上の場合は、審査項目③の評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定します。また、該当者が2者以上の場合において、審査項目③の評価点についても同点の場合は、抽選とするものとします。
 なお、総合評価得点が7割に満たない場合、または各審査項目において2割以下の評価点がある場合は、優先交渉権者として選定しないものとします。
- (4) 応募者が、1者の場合においても審査を行うものとします。

2 評価基準

- (1) 評価は、次の審査項目および配点で行うこととし、審査項目および配点は、施設を所管する部局において変更できるものとします。

審査項目および配点

審査項目	審査内容	配点
① 応募の趣旨・目的	・ネーミングライツ応募の趣旨・目的	10
② 愛称案	・親しみやすさ、呼びやすさ ・施設の用途との整合性	20
③ 応募金額	・対価の評価	40
④ 契約期間	・期間の評価	10
⑤ 応募者の状況	・経営理念、事業内容、経営の安定性等	10
⑥ 地域貢献等	・地域貢献等への実績、今後の取り組み	10
合計		100

- (2) 審査委員は、下表のとおり、審査項目ごとに評価に応じた係数を配点に乗じたものを評価点とし、その評価点の合計を評価得点として算出するものとします。

評価に応じた乗数

評価	配点に乗じる係数
A 優れている	1.0
B やや優れている	0.8
C 標準的である	0.6
D やや劣る	0.4
E 劣る	0.2
F 項目無、評価不能	0

(3) 対価の評価

ア 応募金額

応募金額の評価は、下記のとおり算出するものとします。（小数点以下四捨五入）

・ 応募金額の評価点＝配点×（応募金額／最高応募金額）

なお、最高応募金額が希望金額に満たない場合は、最高応募金額が希望金額に置き換えて算出するものとします。

イ 物品や役務

物品や役務は相当金額に換算した年平均額とし、金銭と併用の場合は合算して評価を行います。

(4) 期間の評価

期間の評価は、下記のとおり算出するものとします。（小数点以下四捨五入）

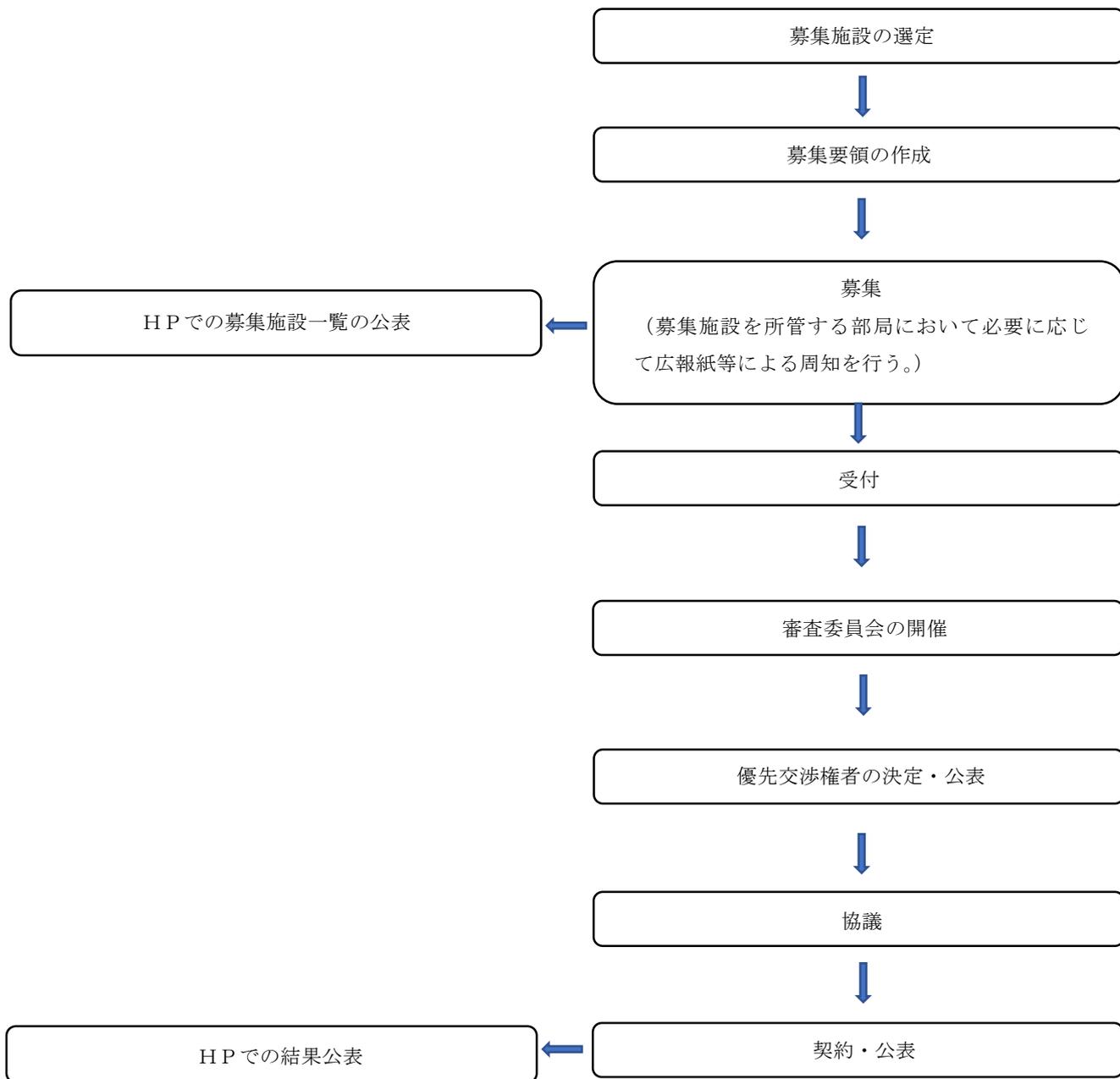
・ 期間の評価点＝配点×（応募期間／最長応募期間）

なお、最長応募期間が希望契約期間に満たない場合は、最長応募期間を希望契約期間に置き換えて算出するものとします。

(5) 総合評価得点

総合評価得点は、各審査委員の評価得点の合計点とするものとします。

特定募集型ネーミングライツ導入手続フロー



提案募集型ネーミングライツ導入手続フロー

